

産業科学研究所長候補者選考に関する選挙管理委員会細則

(委員会の設置)

第1条 産業科学研究所長候補者選考規程（以下「規程」という。）第4条の定めるところにより、所長候補者選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会設置の時期は、当該選挙が規程第2条第1項第1号に該当する場合は、任期満了の日の3ヶ月以前とし、同項第2号及び第3号に該当する場合は、速やかに行う。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産業科学研究所長候補者選考に関する選挙の公示
- (2) 産業科学研究所長候補者として自薦又は他薦により立候補する者（以下「立候補者」という。）の立候補受け付け締切日の設定と立候補者の受け付け
- (3) 立候補者氏名の公表
- (4) 立候補者の所信表明に関する事
- (5) 選挙人名簿の作成
- (6) 第一次選挙の投票日（不在者投票を含む。）の決定およびその実施
- (7) 第一次選挙の結果の発表
- (8) 第二次選挙の投票日の決定およびその実施
- (9) 第二次選挙の結果の発表
- (10) その他、公正な選挙の実施に必要な業務

(委員会の組織と運営)

第3条 選挙管理委員長は委員会を統括する。

2 委員会は選挙管理委員全員の出席の下で行う。

3 委員会の決定は多数決による。賛否同数の場合は、選挙管理委員長の決するところによる。

4 会議の議事録を作成し、教授会に報告する。

5 選挙管理委員会は、産業科学研究所の専任職員に対して原則的に公開の下で行う。

第4条 選挙に関する必要な事務は、産業科学研究所事務部で行う。

附 則

1 この細則は、平成15年12月18日から施行する。

2 大阪大学産業科学研究所所長候補者第一次選挙実施細則（昭和58年3月10日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和元年9月19日から施行する。